

令和8年6月12日

報道関係者各位

山形県総務部人事課

職員の処分について

本日、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

記

1 酒気帯び運転事案に係る処分

<当事者>

産業労働部出先機関 主査級職員（40歳代・男） 免職

<管理監督者>

産業労働部出先機関 次長級職員（60歳代・男） 戒告

【事案の概要】

令和8年5月23日（土）午後7時30分頃から午後11時頃まで山形市内の飲食店にて飲酒し、翌日の24日（日）午前1時頃まで駐車場に駐車していた自家用車で仮眠した後、帰宅しようと自家用車を運転していたところ、警ら中の警察官から停車を求められ、呼気検査を受けた結果、呼気1リットルあたり0.25ミリグラム以上のアルコールが検知され、酒気帯び運転で検挙された。

2 処分日

令和8年6月12日（金）

問い合わせ先

人事課 課長補佐（人事担当）

野川

TEL 023-630-3027

広報監：総務部次長

早坂